

平成28年草加市議会9月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第44号議案 平成27年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第45号議案 平成27年度草加市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第46号議案 平成27年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第47号議案 平成27年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第48号議案 平成27年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第49号議案 平成27年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第50号議案 平成27年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第51号議案 平成27年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第52号議案 平成27年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第53号議案 平成27年度草加市水道事業決算の認定について
- 第54号議案 平成27年度草加市立病院事業決算の認定について
- 第55号議案 平成28年度草加市一般会計補正予算（第2号）
- 第56号議案 平成28年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第57号議案 平成28年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第58号議案 平成28年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第59号議案 平成28年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第60号議案 平成28年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第61号議案 平成28年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第62号議案 草加市ふるさと納税基金条例の制定について
- 第63号議案 草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第64号議案 草加市安全安心まちづくり推進条例の制定について
- 第65号議案 草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例の制定について
- 第66号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第67号議案 公立保育園建設工事（建築工事）請負契約の締結について

- 第68号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第69号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

【報告】

- 第17号報告 専決処分の報告について
第18号報告 専決処分の報告について
第19号報告 専決処分の報告について
第20号報告 専決処分の報告について
第21号報告 平成27年度健全化判断比率の報告について
第22号報告 平成27年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について
第23号報告 平成27年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について
第24号報告 平成27年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について
第25号報告 平成27年度草加市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
第26号報告 アコス株式会社第27期事業計画及び事業収支予算書の提出について
第27号報告 アコス株式会社第26期事業報告書の提出について

【請願】

- 請願第 3号 保育園及び放課後児童クラブの待機児解消のために、抜本的な対策を講じることを求める請願書

議案

- 第44号議案 平成27年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第45号議案 平成27年度草加市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第46号議案 平成27年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第47号議案 平成27年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第48号議案 平成27年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第49号議案 平成27年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第50号議案 平成27年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第51号議案 平成27年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第52号議案 平成27年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第53号議案 平成27年度草加市水道事業決算の認定について
- 第54号議案 平成27年度草加市立病院事業決算の認定について
- 第55号議案 平成28年度草加市一般会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	71,834,851千円
歳入・歳出補正予算額	1,289,774千円
補正後の歳入・歳出予算額	73,124,625千円

補正予算の主な内容

歳入	丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。		(千円)
款	補正額	主な内容	
9 地方交付税	586,690	普通交付税	586,690
13 国庫支出金	48,716	介護ロボット導入支援事業特例交付金	4,326
		学校施設環境改善交付金	53,042
16 寄附金	0	一般寄附金	36,000
		ふるさと納税基金寄附金	36,000
17 繰入金	2,456,618	財政調整基金繰入金	2,456,618
18 繰越金	4,599,898	繰越金	4,599,898

20 市債	218,100	障害者生活介護事業所整備事業債	116,100
		保育園耐震補強事業債	86,500
		保育園整備事業債	13,500
		道路整備事業債	109,600
		橋りょう整備事業債	58,300
		水辺環境整備事業債	61,000
		排水施設整備事業債	83,300
		谷塚松原線街路整備事業債	41,900
		街路整備負担金事業債	19,800
		公園整備事業債	23,000
		今様・草加宿道路整備事業債	122,200
		校舎等大規模改造事業債	47,300
		・臨時財政対策債	237,600
合 計	1,289,774		

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	1,111,743	・財務運営事業[財政課]		81,970
		・庁舎建設基金積立金[公共建築課]		1,000,000
		・収納管理事務事業[納税課]		43,900
		・バス路線網整備推進事業[交通対策課]		8,500
		・スポーツ振興事業[スポーツ振興課]		22,627
3 民生費	72,064	・後期高齢者医療広域連合事務事業[保険年金課]		2,659
		・介護ロボット導入支援事業[介護保険課]		4,326
		・介護保険特別会計繰出金[介護保険課]		130,163
		・障害者生活介護事業所整備事業[障がい福祉課]		145,141
		・国民健康保険特別会計繰出金[保険年金課]		35,078
		・年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業[福祉課]		10,344
		・保育施設整備事業[保育課](財源振替)		0
		・きたや保育園建替事業[保育課](財源振替)		0
		・子育て世帯臨時特例給付金給付事業[福祉課]		9,997

7 商工費	100,000	・企業支援・育成事業[産業振興課]		100,000
8 土木費	5,967	・道路舗装改良事業[道路課](財源振替)		0
		・橋りょう整備事業[道路課](財源振替)		0
		・水辺環境整備事業[河川課](財源振替)		0
		・排水施設整備事業[河川課](財源振替)		0
		・柿木地区まちづくり推進事業[都市計画課]		10,513
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		216,830
		・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		68,835
		・都市計画街路整備事業[道路課](財源振替)		0
		・広域幹線道路整備事業[都市計画課](財源振替)		0
		・公園広場等整備事業[みどり公園課](財源振替)		0
		・公園広場等維持管理事業[みどり公園課](財源振替)		0
		・公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]		152,541
		・今様・草加宿道路整備事業[道路課](財源振替)		0
10 教育費	0	・トイレ環境改善整備事業(小学校)[総務企画課](財源振替)		0
合 計	1,289,774			

・債務負担行為補正
廃止

スポーツ振興事業(温水プールPFIアドバイザー業務委託)

平成28年度～平成29年度

限度額

35,889千円

・繰越明許費補正

(千円)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業	障害者生活介護事業所整備事業[障がい福祉課]	225,739

第56号議案 平成28年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 7,278,919千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 7,278,919千円

補正予算の主な内容

歳入				(千円)
款	補正額	主 な 内 容		
4 繰入金	152,541	・ 一般会計繰入金		152,541
5 繰越金	152,541	・ 繰越金		152,541
合 計	0			

第57号議案 平成28年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 250,332千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 250,332千円

補正予算の主な内容

歳入				(千円)
款	補正額	主 な 内 容		
3 繰入金	68,835	・ 一般会計繰入金		68,835
4 繰越金	68,835	・ 繰越金		68,835
合 計	0			

第58号議案 平成28年度草加都市計画事業新田駅西口土地画整理事業特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 528,617千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 528,617千円

補正予算の主な内容

歳入				(千円)
款	補正額	主 な 内 容		
4 繰入金	216,830	・ 一般会計繰入金		216,830
5 繰越金	5,540	・ 繰越金		5,540
7 市債	211,290	土地画整理事業債		211,290
合 計	0			

歳出				(千円)
款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
2 事業費	0	・ 公共施設整備等関連事業(財源振替)		0
合 計	0			

第59号議案 平成28年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 30,635,161千円

歳入・歳出補正予算額 171,245千円

補正後の歳入・歳出予算額 30,806,406千円

補正予算の主な内容

歳入				(千円)
款	補正額	主な内容		
6 前期高齢者交付金	846,870	前期高齢者交付金		846,870
10 繰入金	35,078	・療養給付費助成金		35,078
11 繰越金	983,037	・繰越金		983,037
合計	171,245			

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 保険給付費	0	・保険給付事業(一般療養の給付)(財源振替)		0
		・保険給付事業(一般療養費)(財源振替)		0
		・保険給付事業(一般療養高額療養費)(財源振替)		0
3 後期高齢者支援金等	134,645	・後期高齢者支援金		134,645
6 介護納付金	73,167	・介護納付金		73,167
11 諸支出金	109,767	・過年度補助金返納金		109,767
合計	171,245			

第60号議案 平成28年度草加市介護保険特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 13,763,424千円

歳入・歳出補正予算額 423,092千円

補正後の歳入・歳出予算額 14,186,516千円

補正予算の主な内容

歳入				(千円)
款	補正額	主な内容		
3 国庫支出金	5,003	地域支援事業交付金(過年度分)		5,003
4 支払基金交付金	3,494	介護給付費交付金(過年度分)		3,494
5 県支出金	2,501	地域支援事業交付金(過年度分)		2,501
7 繰入金	130,163	・介護給付費繰入金(介護給付費)		112,581
		・地域支援事業費繰入金(介護予防事業)		848
		・地域支援事業費繰入金(包括的支援事業・任意事業)		1,414
		・その他一般会計繰入金(事務費等)		15,520
		・その他一般会計繰入金(一般財源事業)		234
		・その他一般会計繰入金(低所得者保険料軽減繰入金)		434

8 繰越金	542,257	繰越金	542,257
合 計	423,092		

歳 出 (千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 保険給付費	0	・ 居宅介護サービス給付事業(財源振替)		0
4 地域支援事業費	0	・ 地域包括支援センター委託事業(財源振替)		0
5 基金積立金	355,103	・ 介護給付費準備基金積立金		355,103
7 諸支出金	67,989	・ 償還金		67,989
合 計	423,092			

第 6 1 号議案 平成 2 8 年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

補正前の歳入・歳出予算額 2,406,067千円

歳入・歳出補正予算額 6,291千円

補正後の歳入・歳出予算額 2,412,358千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
2 繰入金	2,659	・ 事務費繰入金	2,659
3 繰越金	8,950	・ 繰越金	8,950
合 計	6,291		

歳 出 (千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
2 後期高齢者医療広域 連合納付金	6,291	・ 後期高齢者医療広域連合納付金	6,291
合 計	6,291		

第62号議案 草加市ふるさと納税基金条例の制定について

1 目的

ふるさと納税として本市に寄せられた寄附金を、寄附者の意向に沿った事業に活用する資金として積み立てるため、基金を設置するものです。

2 内容

(1) 寄附金の使途の指定

寄附者は、自らの寄附金の使途を市長が規則で定める事業から、あらかじめ指定することができるものとします。

(2) 基金の処分

基金は、市長が規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができるものとします。

3 施行期日

公布の日から施行します。

第63号議案 草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

受益者の負担の適正化を図るため、一般廃棄物の処理手数料のうち、動物の死体の処理に係る手数料の額を改定するとともに、市民の利便性の向上に資するため、粗大ごみの処理に係る手数料の額を明確にするものです。

2 内容

(1) 動物の死体の処理に対する手数料の改定

動物の死体の処理に対する手数料を次のように改めます。

1体につき4,100円(3,800円×1.08)

1体につき7,560円(7,000円×1.08)

(2) 粗大ごみの処理に対する手数料の額の明確化

粗大ごみの処理に対する手数料を次のように改めます。

10kgにつき120円

10kgにつき120円を基準として、大きさ、形状等を勘案して市長が品目ごとに規則で定める額

3 施行期日等

(1) 施行期日

粗大ごみの処理手数料の額の明確化については平成28年10月1日から、動物の死体処理に係る手数料の改定については平成29年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の粗大ごみの処理手数料は、平成28年10月1日以後に収集した粗大ごみの処理について適用し、同日前に収集した粗大ごみの処理については、従前の例によるものとします。

また、改正後の動物の死体処理に対する手数料は、平成29年4月1日以後に動物の死体処理の申出のあったものについて適用し、同日前に申出のあった動物の死体処理については、従前の例によるものとします。

第64号議案 草加市安全安心まちづくり推進条例の制定について

1 目的

安全安心まちづくり（犯罪を防止し、地域の防犯力を向上させる環境の整備をいいます。）に関し、基本理念を定め、市、市民等の責務等を明らかにするとともに、安全安心まちづくりに関する施策の基本となる事項及び迷惑行為の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するものです。

2 内容

(1) 基本理念

安全安心まちづくりは、市、市民等及び関係機関がそれぞれの役割を分担し、緊密に連携し、協力しながら一体となって推進することを基本理念とします。

(2) 市、市民等の責務等

ア 市の責務

市は、安全安心まちづくりに関する意識の啓発、市民等による自主防犯活動の支援等を基本として必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとします。

イ 市民の責務

市民は、自らの安全の確保に努めるとともに、声かけ、清掃その他の活動を自主的に行うことにより地域の防犯力の向上に努めるものとします。

ウ 事業者の責務

事業者は、所有し、又は管理する施設及び事業活動に係る安全の確保のために必要な措置を行い、施設周辺の巡回、清掃等の活動を自主的に行うことにより地域の防犯力の向上に努めるものとします。

エ 土地建物所有者等の責務

土地建物所有者等は、土地又は建物その他の工作物に係る安全確保のために必要な措置を行うことにより地域の防犯力の向上に努めるものとします。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又は埼玉県条例により禁止されている営業に使用するための場所を提供してはならないものとします。

オ 自主防犯団体の役割

自主防犯団体は、安全安心まちづくりに積極的に取り組むとともに、地域住民及び事業者が参加し、協力しやすい取組となるよう努めるものとします。

(3) 禁止行為の防止

ア 迷惑行為の禁止

道路、広場、駅等の公共の場所においては、次の迷惑行為を禁止します。

拒絶の意思を示している者に対して、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為

客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘するために、進路に立ちふさがり、追従し、路上においてたむろする等通行を妨げる行為

次のいずれかに該当するものを掲載したビラ、パンフレットその他の物品を配布する行為

- ・人の衣服を脱いだ姿態、下着姿、水着姿等又は性的な行為を表す場面の写真や絵であって、人の性的好奇心をそそるもの

- ・卑わいな文言、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表す文言その他の表示

以上の行為をさせる行為

イ 是正指導等

市長は、アの禁止行為を行っているものに対し、是正指導をすることができるものとします。また、指導を行うために必要があると認めるときは、関係人に質問することができるものとします。

ウ 公表

市長は、指導を受けた事業者が正当な理由なく指導に従わないときは、その指導内容、指導を受けた事業者の名称など指導に従わなかった事業者を特定するために必要な事項を公表することができるものとします。

なお、当該公表を行ったときは、公表に係る事業者の営業その他の業務の用に供されている土地又は建物を提供している土地建物所有者等に対して公表内容を通知します。

エ 迷惑行為対策重点区域の指定等

市長は、迷惑行為の防止を図るための施策に重点的に取り組む必要がある区域を「迷惑行為対策重点区域」として指定できるものとします。

(4) 推進計画の策定

市は、安全安心まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するため、「安全安心まちづくり行動計画」を策定します。

(5) 安全安心まちづくり推進協議会の設置

市長の諮問に応じ、安全安心まちづくり行動計画等について調査審議を行うことを目的に、市民、事業者、学識経験者等で構成する「草加市安全安心まちづくり推進協議会」を設置します。

(6) 罰則

迷惑行為対策重点区域内において迷惑行為を行い、是正指導に従わない者又は質問に答えない若しくは虚偽の答えをした者には、50,000円以下の過料を科します。

3 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

第65号議案 草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例の制定について

1 目的

市内にある家屋及び土地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、家屋又は土地が管理不全な状態又は不良な状態となることを防止し、地域の生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与するものです。

2 内容

(1) 空き家の管理について

空家等対策の推進に関する特別措置法を運用するに当たり、必要な事項を定めます。

ア 情報提供

市民は、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空き家(以下「特定空家等」といいます。)と思われる建築物等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとします。

イ 特定空家等の認定

市は、アの情報提供を受けたときは、その建築物等の所在及び建築物等の所有者又は管理者を把握するための調査等を行い、「特定空家等」の認定を行います。

ウ 公表

市長は、特定空家等について除却、修繕、立木竹の伐採等の必要な措置を行うよう命令を受けた者がその命令に従わないときは、所有者等の住所及び氏名、特定空家等の所在地、命令の内容等を公表することができるものとします。

(2) 空き地の管理について

ア 所有者等の責務

空き地を所有又は管理する者（以下「空き地の所有者等」といいます。）は、地域の生活環境の保全に資するため、空き地を適正に管理するよう努めるものとします。

イ 調査

市長は、空き地が管理不全な状態にあり、又は管理不全な状態となるおそれがあると認めるときは、必要な限度において、職員に空き地に立ち入り、状態を調査させ、関係者に質問させることができるものとします。

ウ 指導・勧告・命令

市長は、空き地の所有者等に対し、管理不全な状態を改善するために必要な措置（雑草等の除去等）を行うよう指導し、勧告することができるものとします。また、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、改善措置を行うよう期限を定めて命じることができるものとします。

エ 雑草等の除去の委託

空き地の所有者等は、やむを得ない理由があるときは、雑草等の除去を市長に委託することができるものとします。

オ 行政代執行

市長は、必要な措置を命じられた者が相当の履行期限を過ぎてもそれに従わないときは、代執行することができるものとします。

(3) 不良状態物件について

ア 市の責務

市は、建物等が不良な状態にあり、又は不良な状態となるおそれがあるときは、地域住民及び関係機関と協働して、その原因、経緯等の検証に努め、必要な施策を総合的に講じます。

イ 市民の責務

市民は、居住等する建物等を不良な状態にしてはならないものとします。

ウ 所有者等の責務

建物等の所有者又は管理者（以下「建物等の所有者等」といいます。）は、所有又は管理する建物等が不良な状態とならないよう努めるものとします。

エ 調査

市長は、建物等が不良な状態にある（以下「不良状態物件」といいます。）とき又は不良状態物件となるおそれがあるときは、職員に建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又はその原因者、同居者等の関係者（以下「調査対象者」といいます。）に質問させることができるものとします。

オ 公表

市長は、調査対象者が正当な理由なく調査等を拒み、妨げ又は忌避したときは、必要に応じ、その旨及びその者の氏名、住所等を公表することができるものとします。

カ 指導・勧告

市長は、不良状態物件があると認めるときは、原因者及び同居者に対して改善措置を行うよう指導し、又は勧告することができるものとします。また、必要があるときは、建物等の所有者等に対しても指導できるものとします。

キ 命令

市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、改善措置を行うよう期限を定めて命じることができるものとします。

ク 行政代執行

市長は、必要な措置を命じられた者が相当の履行期限を過ぎてもそれに従わないときは、代執行することができるものとします。

(4) 草加市家屋土地適正管理審議会の設置

家屋又は土地が管理不全な状態又は不良な状態となることを防止することに関し審議するため、「草加市家屋土地適正管理審議会」を設置します。

ア 所掌事務

市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議を行います。

- ・ 特定空家等の認定
- ・ 行政代執行 ・ 空き地の雑草等の除去委託料の免除
- ・ 空き地の所有者等、不良状態物件の原因者及び同居者への改善命令
- ・ 特定空家等の除去及び建物等の不良な状態の改善のための支援

イ 組織

10人以内で組織します。

ウ 委員

学識経験者その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱するものとします。

また、委員の任期は「2年」とし、再任することもできるものとします。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

(2) 草加市あき地の環境保全に関する条例の廃止

本条例の制定に伴い、草加市あき地の環境保全に関する条例を廃止します。

なお、廃止前の条例の規定により市長が委託を受けた雑草等の除去に係る手数料については、従前の例によるものとします。

第66号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

公共下水道使用者の負担の適正化及び下水道事業の健全な運営を図るため、下水道使用料を改定するものです。

2 内容

排除汚水量の基本料金及び超過料金を次のように改定します。

基本料金	超過料金	
排除汚水量	排除汚水量別	1 m ³ につき
10 m ³ までの分 770円 820円	10 m ³ を超え30 m ³ までの分	90円 95円
	30 m ³ を超え50 m ³ までの分	95円 100円
	50 m ³ を超え100 m ³ までの分	100円 105円
	100 m ³ を超え200 m ³ までの分	105円 110円
	200 m ³ を超え500 m ³ までの分	115円 120円
	500 m ³ を超える分	125円 130円

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

施行日前から継続している下水道の使用で、施行日の属する月又は施行日の属する月の翌月に計量する排除汚水量に係る使用料については、従前の例によるものとします。

第67号議案 公立保育園建設工事（建築工事）請負契約の締結について

1 目的

草加市立きたや保育園の園舎を建て替えることにより、保育環境の改善を図るため、本工事を施工する必要があり、その請負契約を締結しようとするものです。

2 契約方法：一般競争入札

3 契約の金額：394,200,000円

4 契約の相手方：ムサシ・三成特定建設工事共同企業体

代表構成員 埼玉県草加市吉町五丁目1番2号

ムサシ建設工業株式会社

代表取締役 井上 将人

構成員 埼玉県草加市清門一丁目363番地

株式会社三成建設

代表取締役 白石 ちよ

5 工事概要

(1) 工事場所：草加市松原五丁目1571番1他5筆

(2) 敷地面積：1,950.21㎡

(3) 延べ面積：1,344.55㎡（園舎棟）

(4) 規模構造：木造・2階建

(5) 最高高さ：7.80m

6 工期：本契約締結の日から平成29年8月31日まで

7 入札：公告年月日 平成28年6月24日

入札日時：平成28年7月22日午前11時

第68号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員村田悦一氏は、平成28年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第69号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員加藤由美氏は、平成28年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第17号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成28年4月13日午後3時55分頃、下水道課の職員が公務のため公用車で市道2014号線を走行中、草加市中根二丁目40番14号地先の八幡町交差点に進入しようとした際、国道298号線の側道から進入してきた小型貨物自動車と接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

158,654円

3 専決処分日

平成28年6月10日

第18号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成27年6月2日午後1時30分頃、市が管理している街路樹に付いた毛虫が自宅の建物基礎及び玄関たたきにまで侵入し、湿疹等の被害を受けていると連絡があり、同日午後3時30分頃、みどり公園課の職員が立会いの上、現場の確認を行ったところ、市道40410号線の歩道にある植樹帯の樹木の葉を食害したチャドクガの幼虫が、湿疹の発症等の被害を生じさせたものであることを確認したものです。

2 損害賠償の額

178,164円

3 専決処分日

平成28年6月24日

第19号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成28年6月8日午後3時35分頃、みどり公園課の職員が公務のため公用車で市道1047号線を走行中、草加市新栄三丁目3番地16地先において停車しようとした際、ブレーキの操作を誤り、貨物自動車と接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

45,360円

3 専決処分日

平成28年6月24日

第20号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成28年5月27日午後5時頃、市が管理している公園にある木から飛散したと思われる物が自動車に付着し、車両を汚損していると連絡があり、同年6月1日午前10時頃、みどり公園課の職員が立会いの上、現場の確認を行ったところ、神明第1公園にあるクロマツから飛散した松花粉及び松脂が、普通自動車に付着し、車両を汚損したものであることを確認したものです。

2 損害賠償の額

270,000円

3 専決処分日

平成28年8月19日

第21号報告 平成27年度健全化判断比率の報告について

第22号報告 平成27年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について

第23号報告 平成27年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について

第24号報告 平成27年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

第25号報告 平成27年度草加市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

第26号報告 アコス株式会社第27期事業計画及び事業収支予算書の提出について

第27号報告 アコス株式会社第26期事業報告書の提出について